令和６年度
舟石川小学校
いじめ防止基本方針

いじめ撲滅のために

～　子ども一人一人を守るために　～

東海村立舟石川小学校

令和６年４月１日

令和６年４月１日

令和６年度　学校いじめ防止基本方針

東海村立舟石川小学校
校　長　　塙　次男

Ⅰ．はじめに

創立４４年を迎え、保護者と地域の方々に温かく見守られてこの舟石川小学校の教育の推進者である私たちは、子どもたちにとってかけがえのない教師であることは当然であるが、同時に地域社会の中でも模範となることが期待されている。

教育は、児童一人一人の人格形成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸長し、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。特に、小学校教育とは、児童一人一人の夢を育み、明るく楽しい教育現場であることは他ならない。学校という集団社会の中で、学習や生活を通して基礎・基本を教えることが学校の役割であり、児童一人一人が将来に夢をもち、社会を生き抜く力をつけさせることが、学校の責務である。したがって、あらゆる場面に於いて児童に感動を与え、児童が将来の夢と希望に満ちあふれ、活気に満ちた場でなければならない。

しかし、いじめを背景として小中学生が自らの命を絶つという痛ましい事件等が後を絶たない。そして、当該児童生徒が在籍した小中学校に対しては、関係の児童生徒の保護者だけでなく他の児童生徒や保護者などから学校に対する不信の声が多く寄せられ、学校の信頼が大きく揺らぐ事態となっている。このことは、極めて残念であり深刻に受け止めていかなくてはならない。

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、児童生徒の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進基本法を策定し、国としての指針を示した。その内容としては、

１　いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。

２　いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。

３　いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。

４　いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題へのさらなる取り組みを進めることにより、児童・保護者に対する信頼を確保しなければならない。

そのためには、全教職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないように「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機意識をもって常に児童に接すること、教職員相互の情報交換を行いいじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは許さない」という認識を生徒も教師ももつことが前提となる。

このことを念頭におき、次に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現を目指して学校経営を進めていきたいと考える。

Ⅱ．学校教育目標

『 心豊かでたくましく　自ら学ぶ子の育成 』

Ⅲ．経営理念

誰もが「元気」に、そして「笑顔」になれる学校をみんなでつくる。

Ⅳ．本校のいじめ防止基本方針

1　豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
2　互いを認め合い、思いやれる心の育成
3　全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実

Ⅴ．めざす児童の姿

1　**かしこい子**
- よく考える子
- 生きてはたらく知識・技能のある子
- 進んで学習する子
- 本が好きな子

2　**やさしい子**
- 明るく元気で思いやりのある子
- 自己肯定感のある子
- あいさつをする子
- ありがとうが言える子

3　**たくましい子**
- 心身ともに鍛える子
- 目標に向かってあきらめずがんばる子
- 好き嫌いなく食べる子
- 危険を自ら回避できる子

Ⅵ．めざす教師の姿

1　児童一人一人に心を配り、夢を育む人間性豊かな教師
2　児童のやる気を引き出す指導力、責任感のある教師

Ⅶ．めざす学校の姿

1　児童も教員も明日が待たれる学校
2　安全で美しく、潤いや活気のある学校
3　保護者、地域に信頼され、愛される学校

Ⅷ．基本的な方針

1　本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

(1)　校長、教頭、教務主任、各学年主任、養護教諭、生徒指導主事等を中心としたいじめ対策委員会を設置する。週１回の生徒指導部員会の中で実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成させる。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家に組織の一員として参加していただき、助言を得る。

①　いじめ対策委員会において児童や保護者アンケートを作成し、実施分析（学期１回）させ、いじめの早期発見・早期対応を図らせる。

(2)　特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

①　好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し、教育相談や教育支援機能を充実させるために、特別支援教育推進委員会を開催しながら特別支援コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーと連携し、教職員のカウンセリングマインドの向上を目指し、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

(3)　専門的な知識を有する専門家を講師として、教職員一人一人が自己研鑽し、プログラム能力を身に付けさせ、いじめ防止に対処させる。

①　専門家を招聘し、講演等を行い、いじめ防止に役立つ研修を行う。

(4)　児童会を中心に児童が主体的となってルール等を作成させ、いじめの防止に努める。

①　児童集会やいじめ撲滅標語の募集、ポスター等による啓発活動を実践させ、望ましい集団作りに努める。

(5)　学校としての取組

①　児童と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら児童のよさや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。

②　児童に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己肯定感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、焦らず、諦めず、悔らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導させる。

③　家庭での役割を担わせる等の活動を通して、役割や大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「自己責任」「自己決定能力」等の育成を図る。

(6)　保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。

①　保護者会、地域との交流の場で学校での取り組みを説明し、保護者や地域の方々に理解と協力を得ながらいじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取り組みを理解していただく。

(7)　教職員、児童、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取り組みを分析し、今後の指導の改善に活かす。

2　本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

(1)　いじめを受けた児童への対応

①　児童や保護者アンケートからいじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした特別委員会を設置し、児童から個別に聞き取り等を実施し、早急に対応させ重大事態とならないよう対処させる。

②　人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身になって悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。

③　保護者に対して事実について説明するとともに、今後２度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。

④　いじめられた児童を守るために、全職員に事実について報告するとともに、サポートチームを組織し、必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。

⑤　養護教諭やスクールカウンセラーと連携して、メンタルヘルス・ケア等を実施し、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。

⑥　緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。

⑦　家庭訪問の実施等を行い、児童に安心感をもたせる。

⑧　速やかに、教育委員会に事実関係を報告する。

(2)　いじめた児童への対応

①　事実確認を行い、いじめは許されないという毅然とした指導及び継続的に指導をし、相手の思い（他者意識）や自己の行為を考えさせ、２度といじめを起こさせない環境を構築する。

②　いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。

③　家庭訪問又は保護者を召喚し、指導経過の報告をするとともに家庭での様子を確認し今後の生活に活かす。

(3)　学校としての取り組み

①　いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。

②　学級指導の見通しや授業改善を図りながら、児童が充実した学校生活が送れるよう環境の改善を図る。

③　学校公開や保護者会等を実施し、保護者や地域と課題を共有し、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

3　本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

(1)　重大事態とは

①　児童が自殺を企図した場合

②　児童に精神性の疾患が発生した場合

③　児童の身体に重大な障害が合った場合

④　児童が金銭を奪い取られた場合

⑤　児童が３０日以上の欠席に至った場合、またはそれ相応の場合

(2)　重大事態の報告

①　重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

(3)　重大事態の調査

①　重大事態が生じた場合は、その旨を村教育委員会を通じて村長に報告する。

②　重大事態が発生したことを真摯に受け止め、その事態に対処するとともに、アンケート調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

③　いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

舟石川小の
子ども一人一人が輝くために

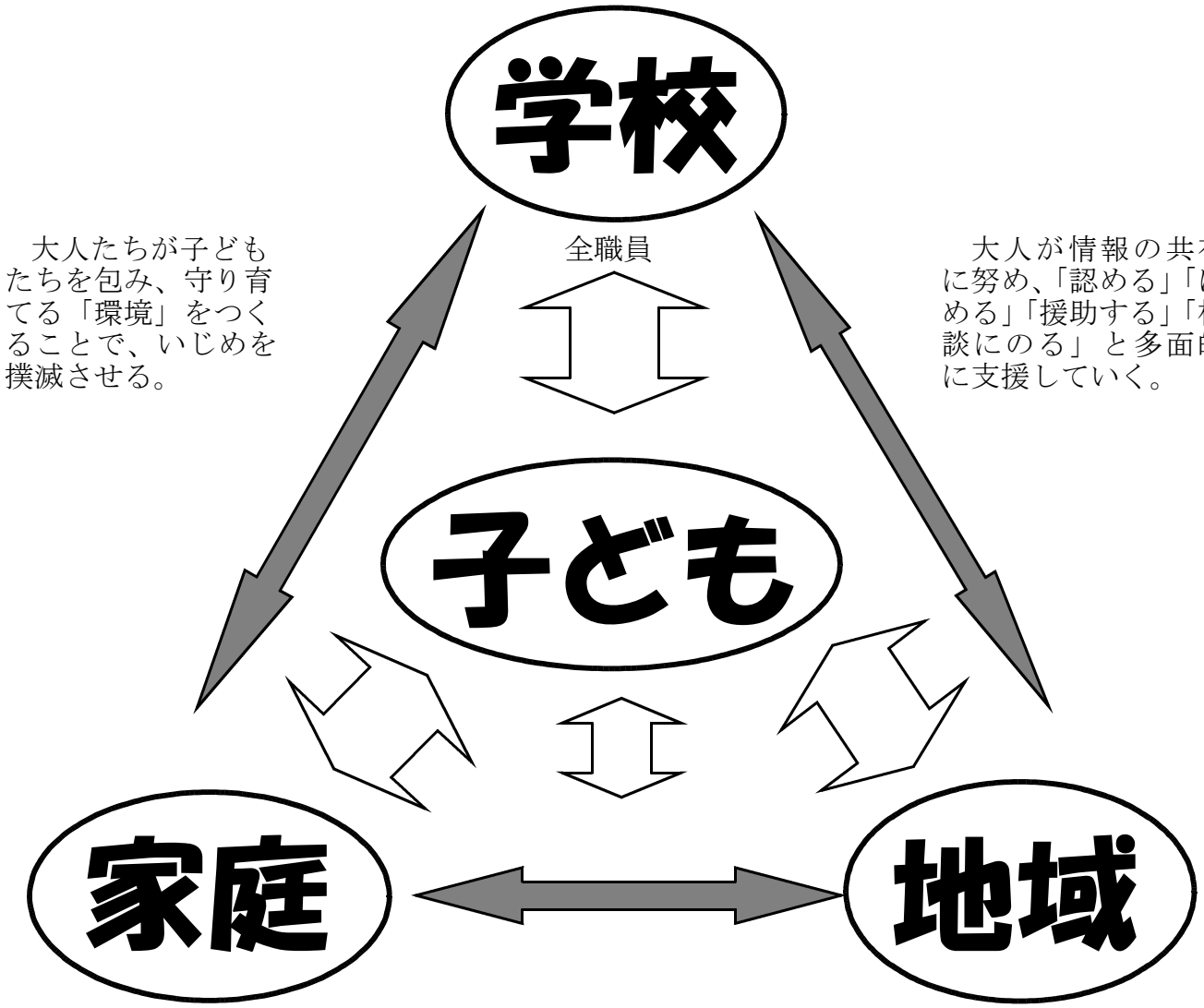

大人たちが子どもたちを包み、守り育てる「環境」をつくることで、いじめを撲滅させる。

大人が情報の共有に努め、「認める」「ほめる」「援助する」「相談にのる」と多面的に支援していく。

・父、母
・祖父、祖母
・兄、姉

・コミュニティスクール
・村民会議
・子ども会
・スポーツ少年団
・青少年相談員
・舟石川コミュニティセンター
・学童
・おやじの会
・地域ボランティアパトロール

校内体制と関係機関との連携

いじめ情報

教　師

・疑わしい状況の把握
・アンケート結果
・児童（本人）の訴え
・児童（周囲）の訴え
・いじめ早期発見のための
　チェックリスト結果

保護者・地域

・休日の観察
・情報の提供

情報の共有

生徒指導主事

○　生徒指導部員会
　→全職員共通認識・理解
○　事実確認
○　ＳＣとの連携
　(生徒指導主事との面談)
○　職員会議での情報収集及び
　共通理解

教頭

○　村教委との連携
　→指導・助言・協力
○　保護者（加害・被害児童）への
　事実報告と今後の対応（処）
　方法について共通理解

○　援助指導の方向生・方針について指導助言、決定
○　必要に応じた保護者との面接
○　関係機関（村教委、水教事、県教委）との連絡

※生徒指導部員会（毎週１回金曜日）
　教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、特支

校　長

学期ごとに点検し、必要に応じてＲＰＤＣＡサイクルを活用し見直しをする。

Ｒ（実態調査）→Ｐ（計画）→Ｄ（実行）
→Ｃ（評価）→ Ａ（改善）

学校は校長の方針に基づき組織として「いじめ」対応（処）を進めていく。一人の教師の思い込みや情報だけに振り回されることなく、多面的に情報の収集に努め、**「いじめ解消」** するまでは、指導後の観察を要し、児童の様子（加害・被害児童・全体の雰囲気）を、様々な教育活動の場面で観察しなければならない。

早期発見システム

共通認識　　共通理解
情報の共有

学校

①アンケート調査
　→年３回　※必要に応じて適時
　　（６月、１０月、１月）
　→いじめ情報により適時
②観察
　→授業中
　　うつむく・無言・無所属
　　授業遅刻
　→生活全般
　　頭通・腹痛の訴え、無視
　　衣服の汚れ、いたずら
③校内巡視
　→校内死角場所の巡視
　→トイレ等
④悩み相談
　→一瞬のコミュニケーションを大切に（声かけのタイミング）

家庭

①持ち物チェック
　→紛失、いたずら
②帰宅後の様子
　→衣服の汚れ、体の傷・アザ
③言葉遣いの変容
　→いらいら、反抗
④登校しぶり
　→頭通・腹痛の訴え
⑤外出拒否
　→家の中での生活、一人遊び
　→人混みを避ける
⑥成績悪化
　→学習意欲低下
　→家庭学習の集中低下

情報の提供

①登下校時の様子
　→仲間に入れない
　→一人登校
　→からかわれ、荷物持ち
②遊びの様子
　→年下の子との遊び
　→遊びの片付け
　→二人乗り自転車の運転手
　→個人の持ち物の貸し借り
　→グループの一番後ろを着いていく
③帰宅時間が遅い
　→帰れない状況がある
　→いいわけを考える

地域

対応マニュアル

学校

□事実確認の集約・・・いつ、誰が、どのように、役割分担を決めて
※事実確認は個別対応で丁寧に、慎重に、速やかに
①詳細な聞き取り（時間、場所、メンバー、様相）
②いじめの構造と動機、背景を探る
→家庭環境は？兄弟姉妹は？友人関係は？
③周囲の児童からの聞き取り
→傍観者も「いじめ容認者」であることを伝える。

□対応策を明確に・・・短期・中期・長期に分けての対応策を打ち出す。
教職員の共通認識、共通理解

□村教委への状況報告と相談
・村（地域）としての協力
・地域を動かした解消に向けての筋道づくり

☆事実の報告
☆解決に向けた学校の取組への理解と協力依頼

加害児童の保護者

被害児童の保護者

加害者・被害者の立場に立っての話し方

■来校または家庭訪問
→「いじめは絶対許されないこと」
「いじめをしてはいけないこと」を
指導し、いじめられる側の思いに
至るまで話し合う。

→ 加害者も舟石川小の大切な児童であり、
生活を立て直すことを念頭に話をする。

■来校または家庭訪問
→児童の辛かった気持ちに共感

→「守る」ことの約束

→今後の学校の援助指導に対する方向性について
意見をうかがう。

加害児童への指導

基本姿勢

①いじめ行為について、「絶対に許されないこと」を毅然とした態度で指導する一方で、その児童の欲求不満を受容し、心の安定へ変容するように努める。

②いじめ行為や他人を誹謗する言動が正当なものではなく、卑劣であることを十分に悟らせる。

③児童の人権感覚を育て、互いの人権を大切にし、助け合いの中で相手の心の痛みが分かるような感性が育つよう援助する。

具体的対応

正確な事実確認　共感的・受容的対応

⇩
○いつ、どこで、誰が、誰に
○何を、どのように、なぜ

指導の雰囲気作り

⇩
○緊張、警戒心をほぐす
○児童の言葉に耳を傾ける指導

反応に応じた指導　積極的な対応

⇩
○行動の背後にある原因の把握
○不平・不満をじっくり聞く

反省を促す指導　毅然とした態度での対応

⇩
○人権の大切さに気づかせる指導
○児童が自ら反省する方向へ導く

反省を深化させる指導

⇩
作業を取り入れた指導
○共に作業し考えさせる
○自分自身を知り、相手の心の痛みをわからせる指導

指導のまとめ　仲間づくりの形成

○謝罪と和解の援助
○深い愛情をもった対応
○皆と共に考えさせる指導

被害児童への支援

基本姿勢

①弱い立場にある児童の側にたち、教師はその児童を常に援助する。（姿勢を見せる）

②児童の悩みを共感的に受け止め、心の安定をはかり、自立できるように創意工夫に努める。

③いじめられる要因となっている面の指摘は避け、精神的にくじけないよう援助し、児童の良い面を励ますとともに、周囲の児童に被害児童を受け入れていくよう指導する。

具体的対応

安心感を与える

⇩
誠実な態度（純粋性・自己一致）
○緊張感をときほぐす
○語りかけて心を開かせる

気持ちを受け入れる　受容の姿勢

⇩
○心の痛みを子どもの立場に立って理解する
○繰り返しの手法で対話
※児童の話した内容を話し手の気持ちになって要約し「・・・という気持ちなんですね」と繰り返すカウンセリング技法

悩みを十分聞く　共感的理解

⇩
○非指示的対応
○欠点の指摘は避ける
○悩みの明確化

気持ちを安定させる　自立再生への動機づけ

⇩
○いじめた児童の反省している気持ちを伝え、いじめに対する毅然たる態度を示す
○自ら立ち直る動機づけを示唆する

よさ・持ち味を引き出す　自己の長所の助長

⇩
○興味趣味について自由に話させる
○自分を見るきっかけをつくれるようにする

自信をもたせる　自身の確立

⇩
○励ましにより自ら努力づけをする
○多少の失敗を温かく見守る

仲間づくりへの援助　クラスの雰囲気づくり

○信頼できる友だちを見つけ、楽しい充実した生活を感じさせる
○自ら学級集団の中に溶け込む努力の援助に努める

周囲の児童への指導・支援

① 弱い立場にあるものの苦しみを理解させ、「いじめ」に対して、正義感をもって対処できるよう指導に努める。

② 人間は、誰でも長所や短所を少なからずもっている。このことを十分理解させ、一方向に人の心を傷つけることは、決して許されないということを徹底し、友だちのよい面を見つけ、互いに認め合って行くことの大切さに気づかせる指導を深める。

③ 友だち（仲間）の問題の悩みは、自分のものとして捉える共感的人間関係の育成を図り、話し合いを通して解決策を考えさせ、共に支え合える仲間集団が育つよう援助する。

具体的対応

いじめの状況把握　いじめを許さない真摯な態度

○いじめの認識の有無
○いじめを助長する雰囲気はないか

↓

全体指導の可否の判断　いじめ再燃への可能性の判断

○被害児童の孤立感の深まりはないか
○本人への排斥がひどくないか
○本人、保護者の学校や担任への不信感が残っていないか

↓

被害者を最優先する指導　いじめを解決する強い意志

○被害児童の気持ちをくみ取る指導
○被害児童、保護者に不安感を与えない姿勢
○全体指導への被害児童、保護者の理解

↓

当事者としての意識化　毅然とした態度での対応

○いじめの構造や心理の指導
○傍観者の果たす役割
○被害児童の心理理解
○許されない「いじめ」への怒り

↓

継続的指導のまとめ　親和的集団の育成

○被害児童、加害児童を受け入れる雰囲気づくり
○正しいことが認められる雰囲気づくり
○悩みや困りごとが相互に出しあえる学級、学年の集団づくり
○一人一人のよさが認め合える学校

保護者 → 我が子

（1）子どもの声をじっくり聞く！！

→　忙しさを言い訳にせず　積極的にあいさつ、丁寧に聴く。
→　うなずき、思いを受け止める。安心・信頼

（2）子どもを見守り、理解する

→　ふれあいの時間を大切に、お互いが考え合うような話し合いを・・・・
→　話し合いから、気になることは早めに学校に相談する。

（3）ダメなことはダメ、できないことはできないとはっきり言う

→　親（大人）として許せないことは、しっかり気持ちを伝える。
→　家族の人間関係を大切に、兄弟姉妹の比較はしない。

（4）生活習慣を規則正しく

→　心の安定は安定した生活から・・家族みんなで「元気なあいさつ」「早寝・早起き・朝ごはん」「読書」「進んでお手伝い」に努める。
→　子どもの言動から、いじめや差別の兆しを見逃さない。
→　（大人）自身の言動を日々振り返る。

（5）子どもの自立心を育む

→　多くの体験を積ませ「生きる力」を育てる。
→　ボランティア活動、地域の行事、異年齢交流を通して豊かな人間関係を築く。

（6）学校と協力して解決にあたる

→　心配事はどんな些細なことでも学校に相談する。
→　子どものケアを最優先にして、学校と協力していじめ問題の解決に努める。

（7）ＰＴＡ活動の促進

→ＰＴＡへの呼びかけ等、保護者全体でいじめをなくす気運を高める。
→保護者同士の連携を深め、情報の共有に努める。

地域 → 子ども

（１）多くの目で子どもを見守る

→　名前を呼んであいさつをする。「〇〇さん、おはよう」
→　登下校中、少年団活動、休日の外遊び中、気になる状況があれば、即学校へ相談する。
→　子どもの気になる言動を見逃さず、毅然とした態度で指導する。

（２）地域行事に子どもを積極的に参加させる

→　子どもたちの出番をつくり、地域での存在感、成就感を育む。
→　大人と子どものふれあいを通して「いじめの早期発見」に努める。
→　大人の生きる（生活する）姿勢を示すとともに、相談しやすい関係や注意を受け入れやすい関係を構築する。

（３）子どもたちが大切にされる地域

→　地域ボランティアパトロールやコミュニティスクールによる登下校の交通指導により、安心感を子どもに与え「見守られている」「見られている」という意識づけを図る。
（※　一斉下校時に全児童に紹介）
→　子どもの安定した生活の保障のために、民生委員・児童委員・村福祉課とも連携して取り組む。

（４）学校と密接な連携を図る

→　日常的に学校と情報交換をできる雰囲気づくりに努め、地域と学校が力を合わせて「いじめ撲滅」の意識化を図る。

村教委 → 学校

（１）舟石川小への恒常的支援

→　「学校におけるいじめ問題の対応」についての指導支援
→　村教委（生涯学習課）やコミセン、村民会議主催の体験的活動における児童への支援

（２）緊急時の学校への支援

→　緊急時、いじめの速やかな解決に向けて、村教委（指導室）との連携による対応

（３）相談体制の充実

→　児童の家族関係、生育歴等、村教委等の連携により、保護者への対応策を考える。

【いじめ未然防止のための指導年間計画】

月	実　施　計　画	備考
４月	○あいさつ運動 ○学年間の情報交換、指導要録、「引き継ぎファイル」の伝達・引き継ぎ **○全職員に「学校いじめ防止基本方針」を配布し、いじめに対する共通理解を図る** ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○生徒指導部員会（運営委員会）を実施し情報交換と共通理解	**早期発見チェックリストの活用【通年】** ※教育相談
５月	○あいさつ運動 ○生徒指導部員会（運営委員会）を実施し情報交換と共通理解 **○校内研修における児童の情報交換と共通理解** **○運動会の実施**	・生活面 ・学習面 ・友人関係　等 ※教育相談
６月	○あいさつ運動 ○生徒指導部員会（運営委員会）を実施し情報交換と共通理解 ○職員会議における児童の情報交換 **○学校生活（いじめ）に関するアンケート実施（第１回）**	※教育相談
７月	○あいさつ運動 ○生徒指導部員会（運営委員会）を実施し情報交換と共通理解 ○職員会議における児童の情報交換 ○児童集会	※教育相談
８月	○校内研修	
９月	○あいさつ運動 ○生徒指導部員会（運営委員会）を実施し情報交換と共通理解 ○職員会議における児童の情報交換 ○村生徒指導訪問	※教育相談
１０月	○あいさつ運動 ○生徒指導部員会（運営委員会）を実施し情報交換と共通理解 ○職員会議における児童の情報交換 **○宿泊学習（５年）人間関係づくり** **○学校生活（いじめ）に関するアンケート実施（第２回）**	※教育相談
１１月	○あいさつ運動 ○生徒指導部員会（運営委員会）を実施し情報交換と共通理解 ○職員会議における児童の情報交換 ○持久走記録会の実施	※教育相談
１２月	○あいさつ運動 ○生徒指導部員会（運営委員会）を実施し情報交換と共通理解 ○職員会議における児童の情報交換 ○学校評価の実施→児童・保護者の意見を聞く	※教育相談
１月	○あいさつ運動 ○生徒指導部員会（運営委員会）を実施し情報交換と共通理解 ○職員会議における児童の情報交換 **○学校生活（いじめ）に関するアンケート実施（第３回）**	※教育相談
２月	○あいさつ運動 ○生徒指導部員会（運営委員会）を実施し情報交換と共通理解 ○職員会議における児童の情報交換	※教育相談
３月	○あいさつ運動 ○生徒指導部員会（運営委員会）を実施し情報交換と共通理解 ○職員会議における児童の情報交換 ○記録整理、上学年への引き継ぎ情報の作成 ○中学校への引き継ぎ情報作成と報告	・学級編制への参加 （生徒指導主事） ※教育相談

いじめ早期発見のためのチェックリスト

～先生方へ～
このシートは、各先生方が、いじめの兆候に早く気づけるように学級集団をチェックするリストです。以下の項目にあてはまる児童が学級にいた場合には名前を書き入れ、その児童の様子を慎重に観察してください。

場　面	観察の観点	あてはまる子がいる	
		チェック	名　前
始業前	・遅刻・欠席・早退が多くなる。		
	・登校してから、身体の不調を訴えることが増える。		
授業中	・学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりする。		
	・グループ学習の時に、机を離されたり、避けられたりする。		
	・発言に対し、冷やかしやからかいが多い。		
	・保健室によく行くようになる。		
休み時間・昼休み	・１人で過ごすことが多い。		
	・職員室に用もなく、意図的に用事をつくって、よく来るようになる。		
	・他の学級担任の先生や養護の先生へのかかわりを求めに来る。		
	・遊びの中で、いつも同じ役をしている（させられている）。		
給食時間	・給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。		
	・特定の子が配膳するといやがられる。		
	・嫌がる仕事をよく任される。		
清掃時間	・１人みんなと離れて掃除をやらされていることがある。		
	・みんなが嫌がる分担を行っている。		
放課後・部活動	・急いで１人で帰宅する。		
	・部活動を休みがちになる。		
	・部活動の話題を避けるようになる。		
その他	・グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。		
	・持ち物や掲示物に落書きされる。		
	・学童（下校後）やスポーツ少年団（休日）等で、冷やかしや暴力を受ける。　「会話から情報入手」		

※　教科担任制の場合には、授業の様子をよく観察し、教職員間で情報をつなぐなど、チェックにもれがないように十分配慮してください。